

契約に係る新たな運用等について(令和6年4月)

工事請負契約について

1. 週休2日制に対応した工事を発注します

- ・建設業における働き方改革の一環として、令和6年4月から労働時間の上限規制が開始されることを受けて、本市においてもその主旨を踏まえ、週休2日制確保工事を発注していきます。
- ・対象工事については、当面、4週8休の設計・積算環境が整った土木工事から実施し、その他の工種は環境が整い次第検討します。
- ・発注方式は、発注者指定型(市が週休2日制を前提に設計して発注するもの)で、実施します。

2. 解体工事について最低制限価格を適用します

- ・公共工事の経費等が増加する中、解体工事においても、建設事業者が適正な価格で工事を受注できるよう、最低制限価格を適用します。
- ・最低制限価格の率は、工事価格(工事費の総額の税抜価格)に、0.91を乗じた額(1万円未満切り捨て)とします。
- ・解体工事の入札に参加する方は、最低制限価格を下回ると、札が無効になりますので、十分ご注意ください。

3. 工事請負契約締結後の前払金の支払「上限8,000万円」を撤廃します

- ・大和市公共工事の前払金に関する規則に拠り、請負金額500万円以上の工事において、受注者が希望された場合、40%以内で、かつ、上限8,000万円まで、前払金をお支払いしています。
- ・令和6年度より規則を改正し、前払金の支払い上限額を撤廃します。

4. 社会貢献実績等評価型競争入札(インセンティブ入札)を実施します

- ・高い品質により公共工事を実施した建設事業者を評価するため、優良工事表彰を受けた事業者、及び優良工事施工業者を対象とした入札について、一定の件数の中で実施します。
- ・令和6年度は、優良工事施工業者(検査評定点80点以上)を対象とした入札を実施します。
- ・令和7年度より、優良工事表彰を受けた事業者を加え入札を実施する予定です。
- ・なお、既に実施している、災害協定締結先を対象とした入札も引き続き実施します。

優良工事表彰について

- ・130万円を超える本市発注の公共工事において、完成時の検査評定点80点以上を取得された建設事業者のうち、上位5%の工事に対して表彰を行います。
- ・令和6年度は、令和5年度の工事の中から対象工事を選定します。
- ・表彰式等の詳細については、今後決定します。

事業所の実態調査について

- ・本市の公共事業において、不適格業者の参入を防止し、適正な入札及び契約を行う目的により、必要に応じて、大和市入札参加資格者の実態を把握するための調査を実施します。
- ・調査対象は、市内業者、及び準市内業者とします。
- ・調査方法は、書面調査を経て、必要に応じて事業所を訪問させていただきます。

【事務担当】

大和市役所 契約検査課

電話 046-260-5341